

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月25日県営中山間地域総合整備事業（詫間・仁尾地区）打越地区の換地処分をした。

平成23年3月4日

香川県知事 浜 田 恵 造